

市の今後の取り組みをお知らせします

彦根市新型コロナウイルス感染症対策

①感染拡大から市民を守る

国・県と連携しながら、市民の皆さんの命を守る取り組みを実施します。

- 「生活支援緊急相談窓口」設置
- 手洗いの自動水栓化など公共施設の感染防止対策の実施

など

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、市民の皆さんの暮らしに甚大な影響が出ています。安心して暮らせる日常を取り戻すため、今後の市の取り組みを「彦根市新型コロナウイルス感染症対策」としてまとめました。今後、実施時期を見極めながら、上の3つの取り組みを実施します。

この他にも施策の実施を予定しています。今後、彦根市ホームページなどでお知らせします。

②生活・雇用・事業を守る

国の特別定額給付金を市民の皆さんにできるだけ早くお届けします。個人・事業者に対して、市独自の施策を実施します。

- 水道料金基本料金の免除
- 子育て世帯への支援
- 市内企業・個人事業主への支援
- 小・中学生への図書カードの配布

など

一部の施策は、6月議会で議決をいただく必要がありますので、変更になる場合があります。

☎ 生活支援緊急相談窓口

☎ 0120-66-3792 (平日8:30～17:15)

※各支援策は、それぞれの担当部署にお問い合わせください。

③地域経済を回復

地域経済を回復させるための施策を積極的に展開し、将来の不安を解消します。

- みんなで応援！ひこねカタログギフト事業の実施
- 市内観光促進のためのクーポン発行

など

企業・個人事業主への支援

彦根市新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援金【市独自】 (6月議会提案予定)

滋賀県の「新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援金」を受給された市内中小企業・個人事業主に、追加支援を行います。

本市では、県の休業等の要請の対象となる施設で事業を営み、県の支給要件に一部該当しなかった事業者も支援します。

金額 中小企業者：20万円、個人事業主：10万円(予定)

対 市内に事業所を有する事業主

問 地域経済振興課 ☎ 30-6119 FAX 24-9676

彦根市新型コロナウイルス感染症対策経営力強化補助金【市独自】 (5月臨時会議決済み)

新型コロナウイルス感染症対策のために設備投資を行った市内の飲食店や小売事業者に、補助を行います。空気清浄機や衝立の購入、換気設備の設置などが対象です。

金額 最大10万円

対 市内に事業所を有する事業主

問 地域経済振興課 ☎ 30-6119 FAX 24-9676

生活支援緊急相談窓口

生活支援制度の案内や活用方法、関係機関・窓口の案内など、必要な支援につながるようお手伝いします。

フリーダイヤル ☎ 0120 - 66 - 3792

みなぎゅうふ

(平日8:30～17:15)

個人・世帯への支援

彦根市子ども・子育て応援給付金【市独自】(6月議会提案予定)

子育て世帯の経済的・精神的な負担の軽減と、早期に安心して穏やかな生活を獲得することを応援することを目的に支給します。

対 本市に住所を有し、平成14年4月2日以降に生まれた人(予定)

支給方法 6月市議会定例会で議決をいただければ、準備が整いしだい、案内などを行います。

支給金額 支給対象の子ども1人につき1万円(予定)

問 子ども・若者課 ☎ 49-2251 FAX 26-1768

彦根市児童扶養手当受給者応援給付金【市独自】(6月議会提案予定)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済的影響を大きく受けるひとり親世帯で、児童扶養手当受給者に支給します。

対 児童扶養手当受給者(5月または6月分を7月までに受給する人)(予定)

支給方法 6月市議会定例会で議決をいただければ、準備が整いしだい、案内などを行います。

支給金額 児童扶養手当受給者の支給対象の子ども1人につき1万円(予定)

問 子育て支援課 ☎ 26-0994 FAX 26-1768

特別定額給付金

国の施策として、家計への支援を行うため、1人につき10万円を給付します。※詳細は4ページ

水道料金基本料金の免除【市独自】(6月議会提案予定)

水道料金の基本料金を4か月間免除します。

対 本市と給水契約している全ての個人・事業者(約44,000件：市内全契約件数)

申請方法 手続不要

減免期間 令和2年7～10月検針分(4か月間)(令和2年8月～11月請求分)

問 上下水道業務課 ☎ 22-2722 FAX 22-5433

国民健康保険料の一部免除【市独自】(6月議会提案予定)

国民健康保険被保険者の生活を支援するため、令和2年度の国民健康保険料の一部を免除する予定です。

対 国民健康保険被保険者(予定)

申請方法 手続不要

免除期間 6月(第1期)、7月(第2期)は保険料を徴収せずに、8月(第3期)から納付していただきます。(予定)

問 保険料課 ☎ 30-6145 FAX 22-1398

子育て世帯への臨時特別給付金

国の施策として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、臨時特別給付金を支給します。※詳細は5ページ